

産後ケア事業

宿泊型・通所型デイケア・訪問型

産後ケア事業タイムケアの
ピンク色のチケットは
使用できません

病院や助産院または、ご自宅で身体と心を休めながら、助産師等から産後のケアや育児サポートなど（医療保険適応外）を受けることができます。

利用料の8割を町が負担し、自己負担額を利用施設へ直接お支払いいただきます。
（町負担上限：宿泊型18,000円/日、通所型デイケア8,000円/日、訪問型は上限なし）
（住民税非課税世帯・生活保護世帯は無料）

対象者

富士見町に住民票がある、産後1年未満のママ

産後ステイケア

産後ケア事業（宿泊型）

病院に宿泊し、お母さんの休養、乳房ケアや授乳、沐浴、自宅での子育て・生活面の相談などができます。
原則、最長6泊7日まで利用できます。

例）・出産後の入院を延長して、もう少し育児技術を学んだり休みたい
・一旦退院したけど疲れてしまったから病院に宿泊して休みたい など

利用時に必要なもの

- ・母子健康手帳
 - ・産婦さんに必要な生活用品（部屋着、母乳パット、ナプキン、タオル、洗面用具、中靴等）
 - ・赤ちゃんに必要な生活用品（着替え、おむつ、おしりふき、ミルク、哺乳瓶・乳首、保温用水筒等）
- ※利用施設により持ち物やおむつ・ミルク代、衣服賃借料等は施設によって異なります。利用施設にお問い合わせください。

宿泊型と通所型デイケアは、
合わせて1人5回まで
1回あたり2,500円を町が
追加で助成します。

産後デイケア

産後ケア事業（通所型デイケア）

産後ホームケア

産後ケア事業（訪問型）

自宅で乳房ケアや授乳などの
子育ての相談ができます。
7日（回）まで利用できます。

利用時に必要なもの

母子健康手帳

デイケア実施施設で日中過ごし、
お母さんのリフレッシュ、乳房ケアや授乳、
沐浴、自宅での子育て・生活面の相談など
ができます。7日間まで利用できます。

利用時に必要なもの

- ・母子健康手帳
- ・産婦さんに必要な生活用品（母乳パット等）
- ・赤ちゃんに必要な生活用品
（着替え、おむつ、おしりふき、ミルク、離乳食、哺乳瓶・乳首、
保温用水筒等）

利用施設・利用料金

医療機関によって、産婦さんと一緒に利用できるお子さんの月齢が異なります。事前にご確認ください。
※多胎児の場合、2人目以降の自己負担が、増額となる場合があります。

医療機関・助産院	連絡先	ステイケア(宿泊型) (例：1泊2日の自己負担額)	デイケア(通所型デイケア) (参考：1日の自己負担額)	ホームケア (訪問型)
諏訪中央病院	0266-72-1000	○(個室) 8,400円(+食費)	○ 2,000円(+食費)	
諏訪赤十字病院	0266-52-6111	○(生後4か月まで) 大部屋：24,000円(+食費) 個室：29,000円(+食費)		
諏訪マタニティクリニック	0266-28-6100	○ 8,800円(+食費)	○ 3,000円(+食費)	
あおぞらレディス& マタニティクリニック	0266-54-4103	○(生後3か月まで) 7,200円(+食費)		
みぶ母乳育児相談室	0266-79-3245 080-5144-8615			○
助産院ゆるまーむ	0266-24-2770 090-4960-0031			○
助産院さんさん	090-4180-2094			○
金原母乳相談室	090-6921-9216			○
菜の花助産院	0266-78-7957 080-2020-5797		○ 8,000円(+食費)	○
深結助産院	090-1867-7597	○ 58,000円(+食費)	○ 8,000円(+食費)	○
すわ助産院	080-8733-6556			○
マナ助産院	090-1865-2945			○
ほくと助産院 ※利用を希望される場合は、 妊娠中に一度ご連絡ください。	080-3551-4103	○ 5,520円(+食費)	○ 5,000円(+食費)	
松浦助産院	090-4422-3259			○
こだま助産院	090-5405-3359			○
めでたや助産院	080-6669-2793			○

※上記に記載のない施設で利用希望の場合は、事前にご相談ください

利用の流れ

1 日程調整

ご希望の医療機関、助産院に問い合わせ、利用日の調整を行ってください。
※利用日数の上限にご注意ください。

利用日数上限：宿泊型6泊7日、通所型7日間、訪問型7日間
利用可能日数が分からない場合は保健センターへご連絡ください。

2 利用申請

申請場所：富士見町保健センター
持ち物：富士見町産後ケア事業利用申請書
(妊娠届の際にお渡ししたファイルの中にあります。
また、町ホームページでダウンロードもしくは保健センターでお渡しできます)
※原則、事前に保健センターへご連絡ください。
早急に利用したい場合は利用後の申請も可能です。

3 施設利用

- ・利用開始日に、利用施設に行き、ケアを受けてください。
 - ・必要な物(おむつやミルク、着替え等)は持参してください。
 - ・利用終了日に利用施設へ料金をお支払いください。
- ※利用決定後に、キャンセルなどの変更がある場合は、速やかに保健センターへご連絡ください。

申請
・
お問い合わせ

富士見町 住民福祉課 保健予防係(保健センター内)
【住所】〒399-0292 富士見町落合10777番地
【窓口時間】8：30～17：15(土日・祝日・年末年始除く)
連絡先【電話】0266-62-9134 【メールアドレス】hokenyobou@town.fujimi.lg.jp